

千代田町 国土強靱化地域計画

令和5年2月改訂

千代田町

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 策定趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画期間	1
第2章 基本的な考え方	2
第1節 基本目標	2
第2節 基本的な方針	2
第3章 脆弱性評価の手順	4
第1節 評価の手順	4
第4章 脆弱性評価と推進方針	10
第1節 人命の保護が最大限図られる	10
第2節 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	20
第3節 必要不可欠な行政機能は確保する	28
第4節 経済活動を機能不全に陥らせない	32
第5節 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る.....	35
第6節 制御不能な二次災害を発生させない	40
第7節 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する ...	42
第5章 計画の推進	46
第1節 他の計画の見直し	46
第2節 施策の重点化	46
第3節 施策の推進と進捗管理	47
資料編	48

第1章 計画の基本的事項

第1節 策定趣旨

わが国では東日本大震災や熊本地震等の大規模地震、そして近年の台風やゲリラ豪雨等による大規模な水害や土砂災害など、大規模自然災害が繰り返し起こり、改めて事前の備えを行うことの重要性が広く認識されつつあります。

国は、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画を閣議決定しました。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。

群馬県においては、平成29年3月に「群馬県国土強靱化地域計画」（以下「県計画」という。）を、令和2年3月にはその修正版を策定し、大規模自然災害等が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築に向け、各施策を推進しています。

このような中、本町でもあらゆるリスクに対し、「強靱な千代田町」をつくりあげていくために、国土強靱化に関する施策を計画的に推進することを目的に、「千代田町国土強靱化地域計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、国土強靱化に関して、千代田町地域防災計画をはじめとする各分野別計画の指針とします。

第3節 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。

第2章 基本的な考え方

第1節 基本目標

国の基本計画及び県計画を踏まえ、次の4つの基本目標を設定します。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

第2節 基本的な方針

千代田町の強靱化を進めるに当たっての基本的な方針は、国の基本計画及び県計画を踏まえ、次の通りとします。

- (1) 取組姿勢
 - ①本町の強靱性を損なう本質的原因を地理的・地形的・気象的特性のみならず、人口の減少や人口構成の変化などあらゆる側面から検討しつつ、取組にあたります。
 - ②時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたります。
 - ③本町の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化します。
- (2) 適切な施策の組み合わせ
 - ④災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
 - ⑤「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市町村、住民、民間事業者等と適切に連携及び役割分担して取り組みます。
 - ⑥非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑦人口の減少等に起因する町民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ります。
- ⑧既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進します。
- ⑨限られた資金を最大限に活用するため、国の施策や民間資金の積極的な活用を図ります。
- ⑩施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するよう努めます。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑪人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、町内各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- ⑫女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じます。

第3章 脆弱性評価の手順

第1節 評価の手順

国土強靱化基本法第9条においては、国土強靱化に関する施策は、国土強靱化を図る上で必要な事項を明らかにするために大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った上で策定及び実施されるものとして規定されており、国の基本計画及び県計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本町としても、強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国及び群馬県を参考に、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を実施しました。

- （１）「対象とする自然災害」の設定
- （２）「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定
- （３）「施策分野」の設定

「起きてはならない最悪の事態」ごとにこれを回避するための施策を洗い出し

- （４）「起きてはならない最悪の事態」を回避するための現状分析・評価

（１）対象とする自然災害

本計画で対象とする自然災害は、国の基本計画や県計画で示されている大規模自然災害を参考としながら、本町の特性を踏まえ、以下のように設定します。

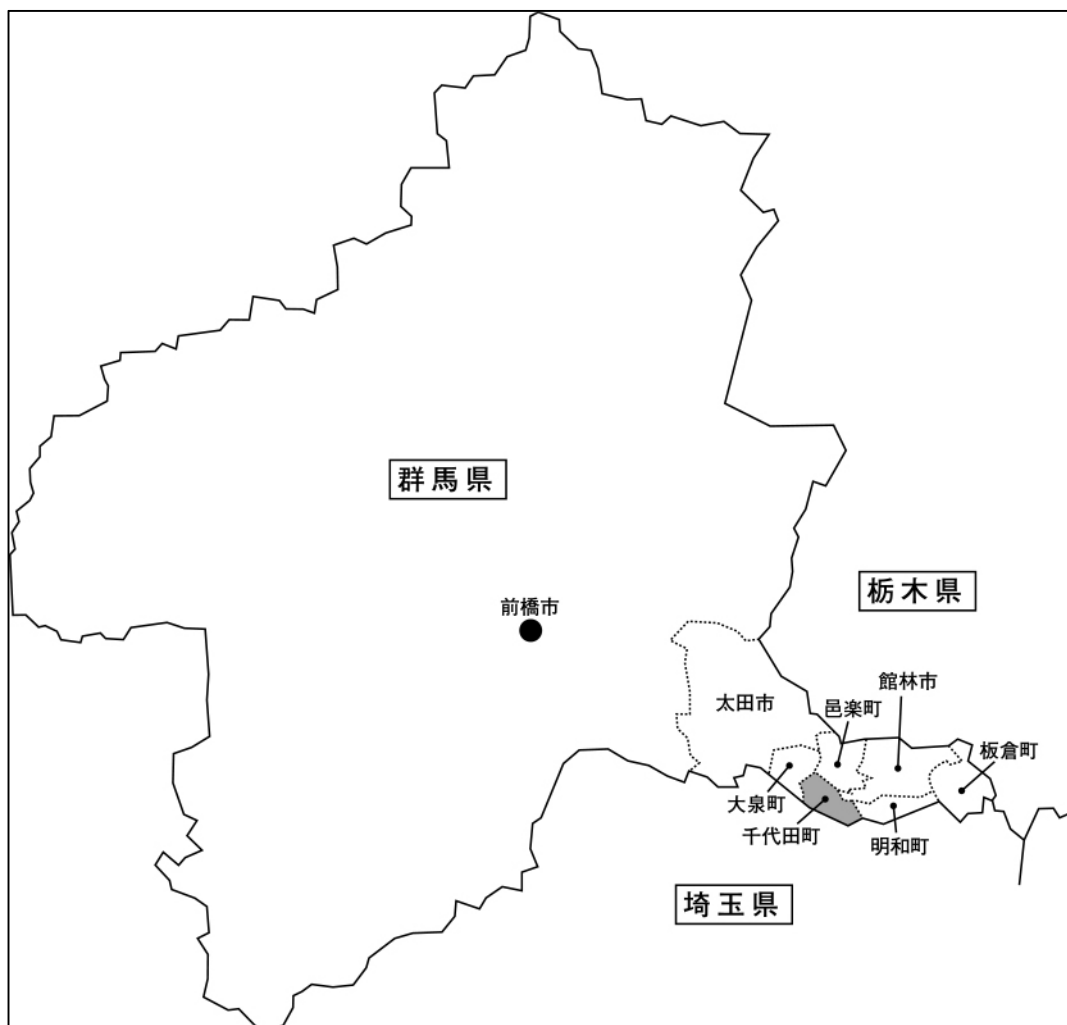
災害の種類		想定する規模等	本町の災害特性
大規模地震		M7～8程度、最大震度6強を想定	町全域における家屋等の倒壊
台風・梅雨前線等による豪雨・竜巻・突風	水害	記録的な大雨等による大規模水害を想定	利根川の氾濫等
	暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害を想定	町内全域における人的被害及び家屋等の被害
暴風雪・大雪		記録的な暴風雪や大雪による大規模雪害を想定	町内全域における人的被害及び家屋等の被害
複合災害		大規模地震や大雨による洪水などが同時または連続して発生する被害	上記の複合災害

【参考１：本町の概況】

①位置と地勢

本町は、群馬県の南東部に位置し、利根川中流域の左岸に沿って東西に延びる平坦地に発達した都市です。東は明和町、北は館林市、邑楽町、西は大泉町、南は埼玉県熊谷市及び行田市に接し、総面積は21.73km²となっています。

本町は、利根川、谷田川、新谷田川、五箇川を中心とした水と、北部、西部に点在する平地林等を有する自然豊かな町となっています。



②气象

本町は、いわゆる内陸性の気候で雷雨が多く、冬期は「空っ風」が強く、4月から5月上旬にかけて晩霜があるのが特色となっています。

気温は、夏期冬期の一時期を除き、全般的に温暖な気候です。降雨量は、年間約1,000mm程度で7・9月に最も多く、冬期は晴天が続き雨量は著しく少なく乾燥度は高いですが、全般的には過ごしやすい気象条件となっています。

【参考2：本町の災害履歴】

①地震

平成23年3月11日	地 震 (平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震)	1 家屋等被害 住宅一部損壊 486戸 物置・作業所一部損壊 3戸 合 計 489戸
------------	-------------------------------------	---

②風水害

明治43年8月10日 ～11日	水 害 (西部・中央部・東部地区) の利根川堤防の破堤	1 人的被害 死者 18名 行方不明 24名 傷 者 3名 合 計 45名 2 家屋被害 全壊家屋 35戸 床上浸水 829戸 半壊家屋 32戸 床下浸水 244戸 流失家屋 47戸 合 計 1,187戸
昭和22年9月14日 ～15日	台 風 (カスリーン台風)	1 家屋被害 全壊家屋 1戸 半壊家屋 1戸 床上浸水 32戸 床下浸水 181戸 合 計 215戸
昭和41年9月25日	台 風 (台風第26号)	1 家屋被害 住宅全壊 22戸 住宅半壊 16戸 物置・作業所全壊 26戸 物置・作業所半壊 21戸 合 計 85戸
令和元年10月12日 ～13日	台 風 (東日本台風)	1 家屋被害 半 壊(床上浸水) 2戸 一部損壊(床下浸水) 26戸 合 計 28戸

(2) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

国の基本計画で設定されている 8 つの「事前に備えるべき目標」と 45 の「起きてはならない最悪の事態」や、県計画で設定されている 7 つの「事前に備えるべき目標」と 25 の「起きてはならない最悪の事態」をもとに、本町の地域特性等を踏まえ、7 つの「事前に備えるべき目標」と 24 の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生
	1-4	大雪による転倒や交通事故の発生に伴う死傷者の発生
	1-5	情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	消防、警察、自衛隊等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-4	被災地における感染症等の大規模発生
	2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災により現地の警察機能が大幅に低下することによる治安の悪化、信号機の全面停止等による重大事故の多発
	3-2	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	3-3	防災・災害対応に必要な通信インフラ・通信サービスの機能停止
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞
	4-2	食料等の安定供給の停滞

5 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	5-2	上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（異常渇水や用水施設の損壊等による用水供給の途絶含む）
	5-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
	5-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
6 制御不能な二次災害を発生させない	6-1	有害物質の大規模拡散・流出
	6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開※等の復旧・復興を担う人財等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※道路啓開：緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、救援ルートを開けること。

（３）施策分野

国の基本計画及び県計画において設定された施策分野を踏まえるととともに、本町の総合計画の分野を参考に、次の５の施策分野（生活環境／保健・医療・福祉／教育・文化／産業振興／町民と行政の協働）と、２つの横断的分野（リスクコミュニケーション／老朽化対策）を設定しました。

（４）起きてはならない最悪の事態を回避するための現状分析・評価

（２）で設定した２４の起きてはならない最悪の事態ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた施策群ごとの現状の脆弱性を総合的に分析・評価しました。

また、計画策定過程においては、（３）で設定した５つの施策分野及び２つの横断的分野ごとに取組状況を明らかにし、取組方針を検討しました。評価結果と取組方針は、以下の章で、「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」ごとに整理しました。

なお、評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、できる限り指標を活用しました。

第4章 脆弱性評価と推進方針

第1節 人命の保護が最大限図られる

起きてはならない最悪の事態	
1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

1 脆弱性評価

(1) 公共施設の耐震化

本町では、平成 21 年 3 月に耐震改修促進計画を策定し、平成 29 年 3 月に改定を行い、町内の住宅及び建築物の耐震化に取り組んできています。公共施設については、耐震化率は 100%となっています。一方で、公共施設の多くについて老朽化が進んでおり、施設の機能と安全性を保つために、大規模改修や更新が必要となっています。

(2) 民家の耐震化

旧耐震基準で建てられた建築物は、耐震性に乏しいとされるため、耐震診断や耐震改修を実施し、安全性を高めていくことが必要です。本町では、個人住宅向けの住宅についても、耐震改修促進計画により耐震化を進めており、耐震診断と耐震改修を支援・促進してきました。一方で、費用負担が生じることから、または制度自体を知らないことにより、耐震診断を受けていない、あるいは改修が必要でも未改修のままの住宅などが残っており、引き続き、制度の周知を含めた耐震診断と耐震改修の促進が求められています。また、震災時の家具の転倒はけがの原因になるとともに、避難や救助の妨げにもなることから、家具の転倒防止を促していくことが必要です。

2 施策

(1) 公共施設の耐震化

耐震改修促進計画は、令和2年度に再度改定しており、計画に沿った改修を実施していきます。また、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画により、公共施設の改修と更新を計画的に進めていきます。

【主要な施策・取組】

- ・耐震改修促進計画の改定（都市計画係）
- ・公共施設等総合管理計画、個別施設計画の改定（財政係）

(2) 民家の耐震化

住宅の耐震化を一層推進するため、引き続き個人住宅の耐震診断・耐震改修等を促進します。また、家具転倒防止策など屋内の安全性を高める情報提供を行い、震災時の被害軽減に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・木造住宅耐震診断者派遣事業（都市計画係）
- ・木造住宅耐震改修補助事業（都市計画係）

3 重要業績指標

指標	現状	目標	備考
耐震改修促進計画の改定	令和3年3月改定	適時改定	
住宅の耐震改修実施率	67.5% (令和2年度)	85% (令和7年度)	

起きてはならない最悪の事態	
1-2	大規模火災による多数の死傷者の発生

1 脆弱性評価
(1) 初期消火の体制強化 住宅火災による死者（全国）の多くは高齢者となっており、一度火災が発生すると、逃げ遅れ等で犠牲になる人が増えると考えられ、火災を発生させない取組の強化が必要です。このため、自主防災組織等の活動が重要となってきますが、本町では自主防災組織は多くの地区で設置されており、また自主防災組織間で情報共有できるよう自主防災組織連絡協議会が設置され、情報共有・連携が進められています。これらの取組を維持・強化しながら、初期消火の体制づくりや消防力の強化が必要です。 (2) 消防力の維持・強化 消防力の維持のため、館林地区消防本部と連携を取りながら各種取組の充実を図っています。消防団員は現在定員を充足しており、消防団車両の入替等を行い消防力の強化に努めています。一方で、少子高齢化等により、消防団員の減少が今後課題となることが想定され、消防団員の確保が求められます。

2 施策

(1) 初期消火の体制強化

火災の未然防止には、住民一人ひとりの火事発生への予防対策の心がけが重要であることから、様々な機会を通じた防災意識の向上に努めます。

また、大規模火災を未然に防ぐには、初期消火が重要であるため、地域で協力して初期消火活動ができるよう、自主防災組織の活動を支援していきます。

【主要な施策・取組】

- ・ 自主防災組織活動助成事業（危機管理室）

(2) 消防力の維持・強化

消防団の機能維持と強化に向け、消防団の訓練等の実施、消防団員の確保に努めます。また、定期的に消防車両や消防設備の更新を行い、消防力の維持・強化に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ 地域消防団体支援事業（危機管理室）
- ・ 消防施設整備事業（危機管理室）

3 重要業績指標

指標	現状	目標	備考
自主防災組織の設置率	81% (令和2年度)	100% (令和7年度)	
消防団員充足率	100% (令和2年度)	現状維持	

起きてはならない最悪の事態	
1-3	気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生

1 脆弱性評価
(1) 河川の改修等の推進 近年の大型台風やゲリラ豪雨により、越水※¹や内水氾濫※²、道路冠水※³が多く発生しています。これらを踏まえ、計画的な河川改修や排水路改修等とそれらの維持管理に、関係団体と連携し取り組んでいくことが必要です。本町は、4つの1級河川を有しており、未改修区間の整備を、県に要請していくことが必要です。 また、近年の水害の激甚化・頻発化に鑑み、河川改修だけでなく流域全体で治水対策を行う「流域治水」に取り組む必要があります。 (2) 危険箇所と避難方法の周知 浸水想定区域についてはハザードマップに掲載しており、またホームページにも掲載しています。これらを住民が確実に認識し、避難行動の際に活用できるよう、周知徹底が必要です。

※1 越水：川などの水が溢れ出ること。堤防のあるところでは「越水」を用い、堤防のないところでは「溢水」を用いる。

※2 内水氾濫：主要河川の水を外水として、その堤防が切れたり溢れたりして生じる洪水を外水氾濫と呼ぶのに対し、主要河川の堤防の内側にある排水路や小河川から溢れて生じる洪水を内水氾濫と呼ぶ。

※3 冠水：大雨や洪水などで道路等が水につかり覆われること。

2 施策

(1) 河川の改修等の推進

町の管理する排水路、調整池等について、計画的な整備・改修に取り組みます。国や県の管理する河川については、改修の必要箇所について引き続き要請を行っていきます。

また、近年頻発して起こっている新谷田川放水路での溢水※を解消するため、休泊川排水機場ポンプの増設及び、新谷田川放水路への調整池等の整備について国及び県に要請を行います。

さらに、近年の水害の激甚化・頻発化に鑑み、河川改修だけでなく流域全体で治水対策を行う「流域治水」に取り組みます。

【主要な施策・取組】

- ・排水路等改修事業及び維持管理（土木管理係）
- ・休泊川排水機場ポンプの増設要請（土木管理係）
- ・新谷田川放水路の調整池等貯留施設の整備要請（土木管理係）
- ・ふれあいタウンちよだ調整池管理事業（都市計画係）

(2) 危険箇所と避難方法の周知

想定最大規模降雨に基づく浸水想定区域について、ハザードマップを活用した啓発を行うとともに、水害の危険性に関する講習や訓練の実施に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ハザードマップの更新と配布（危機管理室）
- ・防災研修の開催と参加支援（危機管理室）

※溢水：川などの水が溢れ出ること。堤防がないところで「溢水」を用い、堤防があるところでは「越水」を用いる。

3 重要業績指標

指標	現状	目標	備考
ハザードマップの更新	平成 29 年度作成	適時更新	
住民の防災訓練参加率	5 % (令和 2 年度)	7 % (令和 7 年度)	

起きてはならない最悪の事態	
1-4	大雪による転倒や交通事故の発生に伴う死傷者の発生

1 脆弱性評価
(1) 防雪資材の確保 大雪に備え、融雪剤等を備蓄し、路面の積雪や凍結等を防ぐ必要があります。 (2) 除雪体制の整備 大雪時に、速やかに除雪が行えるよう、除雪要員の確保と、関係機関との連携体制が必要です。

2 施策
(1) 防雪資材の確保 毎年度、一定数の融雪剤を購入し、町有倉庫や協力企業で保管しており、引き続き、防雪資材の備蓄に努めます。 【主要な施策・取組】 ・道路の防雪資材の備蓄（土木管理係） (2) 除雪体制の整備 町内企業8社に、除雪及び凍結防止剤の散布区域を設定し、協力を依頼しています。また、群馬県道路除雪行動計画に基づき、道路管理者の垣根を超えた効率的な除雪を実施しており、引き続きこれらの体制の維持に努めます。 【主要な施策・取組】 ・道路の除雪体制の整備（土木管理係）

起きてはならない最悪の事態	
1-5	情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

1 脆弱性評価
(1) 多様な情報伝達手段の確保 本町では、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、メール配信システム（携帯電話各社のエリアメール）の他、ホームページや各種SNSでの情報伝達が可能となっています。今後、これらを災害時に効果的に運用する体制を整えることや、正確性の確保などに取り組んでいくことが必要です。また、要配慮者の特性に配慮した通信手段の普及も求められています。 (2) 避難指示等の適切な発令 避難指示の発令の遅れや、発令情報の不達は避難行動の遅れにつながります。本町では令和元年度にタイムラインの見直しを図る等、適宜必要な改定を行っています。引き続き、適切に避難指示等を発令できるよう、最新の避難指示等に関するガイドラインに基づき、避難指示等の発令基準及び伝達マニュアルの見直しを行うことが必要です。 (3) 住民の自主的な避難行動 災害発生時に、被害を最小限にするためには、住民各自がその危険性を認識し、迅速に避難行動をとることが求められています。また、行政から避難指示等が発令された場合には、それに従い、速やかな避難行動をとる必要があります。 (4) 避難行動要支援者への対応 災害発生時に支援を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が、迅速かつ安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿を更新し、新規登録者について周知する必要があります。

2 施策

(1) 多様な情報伝達手段の確保

災害時に情報伝達をより効果的に行えるよう、防災行政無線、メール配信システム、ホームページや各種SNS、ケーブルテレビ等を活用した運用体制の整備に取り組みます。NET119 緊急通報システム※のような、要配慮者の特性に配慮した通信手段の普及にも取り組んでいきます。

また、災害時に十分な機能が発揮できるよう、通信機器の保守・整備に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ SNS活用事業（企画調整係）
- ・ 要配慮者の特性に配慮した通信手段の確保（福祉係）
- ・ ケーブルテレビを利用したまちづくり事業（企画調整係）
- ・ ホームページ管理事業（企画調整係）
- ・ 情報ネットワークシステム管理事業（企画調整係）

(2) 避難指示等の適切な発令

今後国から示される最新の避難指示等に関するガイドラインに基づき、必要に応じて、避難指示等の発令基準及び伝達マニュアルの見直しを行います。

【主要な施策・取組】

- ・ 避難指示等の発令基準及び伝達マニュアルの見直し（危機管理室）

(3) 住民の自主的な避難行動

災害発生時において、住民自らが状況を判断し、自主的に的確な避難行動がとれるよう、防災訓練や防災講習会等を実施します。

【主要な施策・取組】

- ・ 自主防災組織活動助成事業【再掲】（危機管理室）

(4) 避難行動要支援者への対応

要配慮者が、迅速かつ安全に避難できるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新する必要があります。また、地区ごとに避難訓練等を行うことで、要配慮者の支援体制の確立に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ 要配慮者対策事業（危機管理室）
- ・ 避難行動要支援者避難支援等事業（福祉係）

※NET119 緊急通報システム：音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステム。

3 重要業績指標			
指標	現状	目標	備考
メール配信システム登録者数	636 名 (令和 2 年度)	1,500 名 (令和 7 年度)	
避難指示の発令基準等の見直し	令和元年度に 見直し	適時実施	
住民の防災訓練参加率【再掲】	5 % (令和 2 年度)	7 % (令和 7 年度)	
避難行動要支援者名簿の更新	年 1 回の更新 (令和 2 年度)	現状維持	

第2節 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

起きてはならない最悪の事態	
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

1 脆弱性評価
(1) 関係団体との連携による備蓄 災害発生時に、断水した場合や物流が途絶した場合に備え、適切な量の水と食料を迅速に提供できる体制を確保する必要があります。 (2) 災害に強い道路網の整備 地震や風水害、大雪等により、道路や橋梁が損壊または不通になると、避難や救急・消火活動、物資の輸送に支障が生じる恐れがあり、道路災害の発生を未然に防止する必要があります。 (3) 災害発生時の道路啓開※ 道路や橋梁が損壊、あるいは落下物等により不通となると、緊急車両や生活物資運搬車両の通行に支障が生じる恐れがあります。このため、速やかな道路啓開ができるよう体制づくりに取り組むことが求められています。 (4) 緊急時の輸送体制の確立 道路の不通等により車両の通行ができない場合に備え、外部からの応援を迅速に受け入れるため、緊急時の輸送体制を確保していく必要があります。

※道路啓開：緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、救援ルートを開けること。

2 施策

(1) 関係団体との連携による備蓄

被害想定に基づいた量の食料・飲料水を備蓄し、迅速にこれらを提供する体制を構築します。また、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、家庭や地域における食料・飲料水の備蓄を推進するとともに、事業者と災害時の物資の供給に関する協定等の締結に取り組み、大規模災害時における食料・飲料水等の確保に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・災害時に必要な、飲料水、食料、資機材等の備蓄（危機管理室）
- ・住民と地区ごとの物資等の備蓄の推進（危機管理室）
- ・事業所と連携した備蓄の推進（危機管理室）

(2) 災害に強い道路網の整備

関係機関と連携し、災害に強い道路網の形成に向け、道路や橋梁の耐震化や長寿命化等を推進します。

【主要な施策・取組】

- ・道路整備事業（土木管理係）
- ・都市計画道路整備事業（土木管理係）
- ・市町村道路整備事業（土木管理係）
- ・橋梁改修事業（土木管理係）

(3) 災害発生時の道路啓開※

町は、国・県・事業者と連携し、速やかな道路啓開への体制づくりに取り組みます。これに向けて、災害時の応急対策活動が迅速に実施できるよう、ライフライン事業者や建設事業者との協定の締結や、具体的な方法について研究を進めます。

【主要な施策・取組】

- ・災害時の道路啓開についての計画の策定（土木管理係）
- ・道路啓開や応急復旧のための民間団体等との協定の締結（危機管理室）
- ・町有車両の緊急通行車両としての届出（危機管理室）

(4) 緊急時の輸送体制の確立

緊急時の輸送体制の確立に向け、これまでに整備した緊急用ヘリコプターの離着陸場の維持管理に取り組みます。

また、緊急時における物資の搬入・搬出の円滑な実施に向け、関係機関との協定締結などにより連携を強化し、輸送体制の確立に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・ヘリポートの維持管理（危機管理室）
- ・緊急時の物資運搬に関する民間事業者との協力体制の構築（危機管理室）

※道路啓開：緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、救援ルートを開けること。

3 重要業績指標			
指標	現状	目標	備考
飲料水・食料の備蓄量	飲料水：7,512 ㍓ 食料：2,540 食 (令和2年度)	飲料水：8,000 ㍓ 食料：3,000 食 (令和7年度)	
道路改良率	70.5% (令和2年度)	71.0% (令和7年度)	
橋梁長寿命化計画に基づく橋梁の修繕	100% (令和2年度)	現状維持 (令和7年度)	
ヘリポート数	4 か所 (令和2年度)	現状維持 (令和7年度)	

起きてはならない最悪の事態	
2-2	消防、警察、自衛隊等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足

1 脆弱性評価
(1) 初期消火の体制強化【再掲】12 頁参照 (2) 消防力の維持・強化【再掲】12 頁参照 (3) 受援体制の強化 大規模な災害発生時には、各種応援協定に基づく他自治体からの職員の支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受入体制を構築することが求められています。

2 施策
(1) 初期消火の体制強化【再掲】13 頁参照 (2) 消防力の維持・強化【再掲】13 頁参照 (3) 受援体制の強化 各種応援協定に基づく県・他自治体からの職員の支援をはじめ、様々な救援・救助部隊の活動を円滑に受け入れるため、受援計画等を策定します。 【主要な施策・取組】 ・受援計画の策定（危機管理室）

3 重要業績指標			
指標	現状	目標	備考
受援計画の策定	—	令和3年度中に策定	

起きてはならない最悪の事態	
2-3	医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

1 脆弱性評価
(1) 医療機能の維持 医療機関の医療機能が低下した場合や、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等、医療機関の対応が期待できない場合は、適切な場所に救護所を設置することが求められています。 (2) 災害時の円滑な救急医療の推進 災害発生時に、要配慮者等が円滑かつ的確な治療が受けられる体制づくりが求められています。

2 施策
(1) 医療機能の維持 災害発生時に、医療機関等での治療が困難な場合に備え、負傷者等が速やかに治療を受けられるよう、救護所の開設手順と事務分担を定めた「救護所開設マニュアル」等作成を県に要望します。 【主要な施策・取組】 ・広域的な救護所開設マニュアルの作成（健康推進係） (2) 災害時の円滑な救急医療の推進 要配慮者等に対する救急医療情報キットの配布や、緊急通報装置の貸与等により、災害時の円滑な救急医療に努めます。 【主要な施策・取組】 ・救急医療情報キットの配布（地域包括支援センター） ・緊急通報装置の貸与（地域包括支援センター）

3 重要業績指標			
指標	現状	目標	備考
救護所開設マニュアルの作成	—	令和7年度までに作成	
救急医療情報キットの配布数	330 個 (令和元年度)	330 個 (令和7年度)	
緊急通報装置の貸与	122 台 (令和2年度)	130 台 (令和7年度)	

起きてはならない最悪の事態	
2-4	被災地における感染症等の大規模発生

1 脆弱性評価
(1) 感染症等の予防体制の整備 大規模災害発生時に、地域の衛生状態の悪化に伴い感染症等が発生する可能性があります。また、新型コロナウイルス（C O V I D-19）のような感染力の強い新たな感染症が生じることもあるため、避難所をはじめ、被災地域における感染症対策として、マニュアルの作成等による体制を整備する必要があります。

2 施策
(1) 感染症等の予防体制の整備 災害時における感染予防対策マニュアルの作成に取り組み、感染症の大規模発生を未然に防ぎます。また新型コロナウイルス等を想定した避難所運営を確立します。 【主要な施策・取組】 ・災害時の感染予防対策マニュアルの作成（健康推進係） ・防疫活動（健康推進係） ・防疫活動のための体制強化（健康推進係） ・新型コロナウイルス等を想定した避難所運営（危機管理室）

3 重要業績指標			
指標	現状	目標	備考
災害時の感染予防対策マニュアルの作成	—	令和7年度までに作成	
新しい感染症に対応した避難所運営訓練の実施	—	2年に1回（令和7年度）	

起きてはならない最悪の事態	
2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

1 脆弱性評価
(1) 被災者の状態に応じた避難所の運営 避難所運営においては、住民のプライバシー等を適切に保ちつつ、高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍住民といった災害対応能力の弱い方への配慮が必要です。福祉避難所は現在1か所指定されていますが、今後解体が予定されているため、新たな福祉避難所の確保が求められています。 (2) 健康維持のための体制整備 長引く避難生活では、心身のストレス等により、健康状態の悪化が懸念されます。避難所では心と体の両面から、健康状態の悪化を防止する必要があります。

2 施策
(1) 被災者の状態に応じた避難所の運営 高齢者、障がい者、児童、疾病者、外国籍住民といった災害対応能力の弱い方への配慮を踏まえた、避難所の機能強化に取り組みます。また、新たな福祉避難所の確保が求められており、町内の福祉施設等との協定締結を目指します。 【主要な施策・取組】 ・要配慮者の受け入れを踏まえた避難所の機能強化（危機管理室） ・新規の福祉避難所の指定（危機管理室） (2) 健康維持のための体制整備 巡回健康相談等を実施し、被災者の心と体の健康維持を支援します。 【主要な施策・取組】 ・巡回健康相談（健康推進係）

3 重要業績指標			
指標	現状	目標	備考
福祉避難所の数	1 か所 (令和 2 年度)	2 か所 (令和 7 年度)	

第3節 必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態	
3-1	被災により現地の警察機能が大幅に低下することによる治安の悪化、信号機の全面停止等による重大事故の多発

1 脆弱性評価

(1) 地域の治安維持の体制構築

被災により、警察機能が低下することを想定し、関係機関との情報共有体制の構築に取り組む必要があります。

(2) 社会秩序維持のための住民への周知

災害発生により、治安の悪化や信号機が停止する等の交通の安全性の低下が懸念され、住民はこれらの認識を高めておく必要があります。

2 施策

(1) 地域の治安維持の体制構築

被災時に起こりうる治安悪化についてあらかじめ想定し、関係機関と情報共有を行える体制を構築します。また自主防災組織等が、地域の治安維持に資する活動が行える体制づくりを検討します。

【主要な施策・取組】

- ・ 自主防災組織活動助成事業【再掲】（危機管理室）

(2) 社会秩序維持のための住民への周知

被災時に起こりうる治安悪化や交通の安全性の低下についてあらかじめ想定し、防災訓練や講習会等において住民への周知を図ります。

【主要な施策・取組】

- ・ 住民参加の防災訓練の実施（危機管理室）
- ・ 中学校交通安全教室事業（危機管理室）

3 重要業績指標

指標	現状	目標	備考
住民参加の防災訓練の実施	年3回 （令和2年度）	年5回 （令和7年度）	自主防災組織 の訓練を含む

起きてはならない最悪の事態	
3-2	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

1 脆弱性評価	
(1) 行政機能の維持 町役場や町職員も被災する可能性があり、人員の参集不足等による災害応急対策の遅れが発生する可能性があります。そのため、業務継続計画や職員初動マニュアル等の継続的な更新・見直しが必要です。 また、停電時などに行政機能が維持できるよう、非常用発電機の更新が必要です。 (2) 職員の資質向上 防災訓練や、研修・講習会等を通し、職員の災害対応力を継続的に向上させていく必要があります。 (3) 受援体制の強化【再掲】23 頁参照	

2 施策

(1) 行政機能の維持

策定している業務継続計画や職員初動マニュアル等について、更新・見直しを実施していきます。

また、役場庁舎に設置している非常用発電機が老朽化しており更新を図っていきます。

【主要な施策・取組】

- ・業務継続計画の改定（危機管理室）
- ・職員初動マニュアルの更新（危機管理室）
- ・地域防災計画の改定（危機管理室）
- ・各種訓練の実施（危機管理室）
- ・非常用発電機の更新及び保守・点検（財政係）
- ・他自治体との応援協定の締結（危機管理室）

(2) 職員の資質向上

防災訓練や研修・講習会等を通して、継続的に職員の資質向上を図ります。

【主要な施策・取組】

- ・防災訓練の実施（危機管理室）
- ・職員研修の実施（行政係）

(3) 受援体制の強化【再掲】23 頁参照

3 重要業績指標

指標	現状	目標	備考
業務継続計画の更新	平成 28 年度策定	適時更新	
防災訓練の実施	2 年に 1 回実施 (令和 2 年度)	現状維持	

起きてはならない最悪の事態	
3-3	防災・災害対応に必要な通信インフラ・通信サービスの機能停止

1 脆弱性評価
(1) 多様な情報伝達手段の確保【再掲】17 頁参照 (2) 情報伝達体制の強化 災害発生時に、どのような情報伝達手段がどのような災害リスクをもっているのか十分な検討を行い、同時にその復旧方法の検討が必要となっています。 また、様々な情報伝達手段を用いた訓練を、今後の防災訓練に取り込んでいく必要があります。

2 施策
(1) 多様な情報伝達手段の確保【再掲】18 頁参照 (2) 情報伝達体制の強化 町が所有する情報伝達手段のそれぞれの災害リスクを検討し、復旧方法の確認を実施していきます。 また、防災訓練において、多様な情報伝達手段を用いて、各地区との情報伝達や、一般住民からの情報収集などの訓練を実施していきます。 【主要な施策・取組】 ・ 情報伝達手段の災害リスク・復旧方法の検討（企画調整係） ・ 防災訓練における情報伝達手段の運用確認（危機管理室）

3 重要業績指標			
指標	現状	目標	備考
情報伝達手段の運用確認を含めた防災訓練の実施	—	2 年に 1 回 (令和 7 年度)	

第4節 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態	
4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞

1 脆弱性評価
(1) 経済活動の維持 被災により町内事業者の活動が停止すれば、物流の停滞等により、災害からの復旧・復興を遅らせる大きな要因となります。そのため、不測の事態が発生しても事業活動をできる限り継続できるよう各事業者が事業継続計画を策定しておく必要があります。

2 施策
(1) 経済活動の維持 商工会と町が連携し、事業継続力強化支援計画を策定し、令和2年度中に県の認定を目指しています。策定後は、商工会が中心となり、事業者BCP※策定研修会等、企業向けの支援に取り組んでいきます。 【主要な施策・取組】 ・事業継続力強化支援計画の見直し（商工会・商工観光係）

※BCP：Business Continuity Plan（事業継続計画）の略。被災した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り組めておく計画。

3 重要業績指標			
指標	現状	目標	備考
事業継続力強化支援計画の見直し	令和2年度策定	適時見直し	

起きてはならない最悪の事態	
4-2	食料等の安定供給の停滞

1 脆弱性評価	
(1) 関係団体との連携による備蓄【再掲】20 頁参照 (2) 災害時給水体制の強化 群馬東部水道企業団と連携して災害時に給水の対応を行う体制ができています。今後は、この体制が機能するよう、応急給水の訓練等を実施していく必要があります。 (3) 農業生産の機能維持 災害の発生に伴い、農地や農業用施設が被災し、農産物の生産能力が低下する恐れがあります。そのため、農業用施設の長寿命化・耐震対策をはじめとした取組により、農業生産の機能維持に努める必要があります。	

2 施策

(1) 関係団体との連携による備蓄【再掲】21 頁参照

(2) 災害時給水体制の強化

群馬東部水道企業団の営業所が庁舎内にあり、企業団との連携を図りやすい体制となっています。この体制が機能するよう、応急給水の訓練等を実施していく必要があります。

【主要な施策・取組】

- ・ 応急給水の体制維持（危機管理室）

(3) 農業生産の機能維持

町内の農道及び用排水路の施設は、全体的に老朽化が進んでいます。事業費の確保に努めるとともに、必要な農業用施設・設備の改修に努めます。また、農村環境の良好な保全と質的向上を図る団体の支援を引き続き実施していきます。

【主要な施策・取組】

- ・ 農道・用排水路整備事業（農政係）
- ・ 小規模農村整備事業（農政係）
- ・ 多目的機能支払交付金事業（農政係）

3 重要業績指標

指標	現状	目標	備考
応急給水訓練の実施	—	3年に1回 (令和7年度)	
耕作放棄地面積	1.03% (令和2年度)	0.83% (令和7年度)	

第5節 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

起きてはならない最悪の事態	
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

1 脆弱性評価
(1) エネルギー供給事業者との連携強化 町は順次、エネルギー供給業者と災害時におけるエネルギー供給に関する協定締結を行っていますが、今後より多くの事業者と協定を結ぶ必要があります。 (2) 災害対応給油所の確保 災害時に車両等を用いた活動が必要となるため、給油所の確保が求められています。 (3) 分散型エネルギーの推進 停電などが長期化することで、応急活動や復旧活動に支障が生じることを防ぐため、再生可能エネルギー等を利用した分散型エネルギーの利用促進が必要です。

2 施策

(1) エネルギー供給事業者との連携強化

町はすでにエネルギー供給業者と災害時におけるエネルギー供給に関する協定締結を行っていますが、引き続き、より多くの事業者と協定を締結していきます。

【主要な施策・取組】

- ・エネルギー供給事業者との協定締結（危機管理室）

(2) 災害対応給油所の確保

消防組合本部内に、自治体向け給油所があるものの、町内での優先的な給油を行える場所がないため、この体制の構築に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・災害対応給油所の確保（危機管理室）

(3) 分散型エネルギーの推進

住宅用太陽光発電システムの導入等、再生可能エネルギーの普及を促し、災害時でも多くの場所でエネルギーの確保ができるまちづくりを推進します。

【主要な施策・取組】

- ・住宅用太陽光発電システム設置補助事業（環境係）

3 重要業績指標

指標	現状	目標	備考
エネルギー供給事業者との協定締結数	1 件 (令和 2 年度)	5 件 (令和 7 年度)	
災害時対応給油所の数	1 件 (令和 2 年度)	3 件 (令和 7 年度)	
住宅用太陽光発電システム設置補助事業による設置件数	15 件 (令和元年度)	15 件 (令和 7 年度)	1 年ごとの設置件数

起きてはならない最悪の事態	
5-2	上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止 (異常湧水や用水施設の損壊等による用水供給の途絶含む)

1 脆弱性評価
(1) 水道施設の耐震化 災害時の断水等を防ぐため、上水道の耐震化を進めていく必要があります。同時に、老朽化している管路や設備等を計画的に更新していく必要があります。 (2) 災害時給水体制の強化【再掲】33 頁参照

2 施策
(1) 水道施設の耐震化 水道事業は、群馬東部水道企業団が担っているため、同企業団と連携し、上水道の耐震化と老朽管路の更新を推進していきます。 【主要な施策・取組】 ・水道管の耐震化（群馬東部水道企業団） ・老朽管路の更新（群馬東部水道企業団） (2) 災害時給水体制の強化【再掲】34 頁参照

3 重要業績指標			
指標	現状	目標	備考
水道施設（浄水場等）の耐震化率	41.59% (令和2年度)	50% (令和7年度)	

起きてはならない最悪の事態	
5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

1 脆弱性評価

(1) 災害に強い汚水処理の確立

汚水処理は、公衆衛生の確保、公共用水域の水質保全など住民の生活にとって重要なライフラインの1つです。災害時でも機能停止しないための取組と同時に、機能停止しても公衆衛生が保たれる仕組みづくりや、機能停止から速やかに復旧できる体制づくりが必要です。

2 施策

(1) 災害に強い汚水処理の確立

下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策とともに、被災時の早期復旧のための体制整備に努めます。同時に、汚水処理率の向上を目指し、下水道未整備箇所の早期着手や、合併処理浄化槽の設置支援に取り組みます。

災害時の汚水処理については、館林衛生施設組合にて両毛6市による相互応援協定が締結されており、今後災害時の具体的な対応を関係部署と協議し、体制整備に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・利根川左岸流域下水道整備事業〔県負担金〕（下水道係）
- ・利根川左岸流域関連公共下水道整備事業（下水道係）
- ・コミュニティプラント管理運営事業（環境係）
- ・合併処理浄化槽設置補助事業（環境係）
- ・災害時のし尿処理体制の構築（環境係）

3 重要業績指標

指標	現状	目標	備考
下水道施設の耐震化率	79.59% (令和2年度)	85.73% (令和7年度)	

起きてはならない最悪の事態	
5-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

1 脆弱性評価
(1) 災害に強い道路網の整備【再掲】20 頁参照 (2) 災害発生時の道路啓開【再掲】20 頁参照 (3) 緊急時の輸送体制の確立【再掲】20 頁参照 (4) 公共交通（交通手段）の機能維持 町内では広域公共路線バスが唯一の公共交通であることから、災害時においても運行維持できるような体制づくりが必要です。

2 施策
(1) 災害に強い道路網の整備【再掲】21 頁参照 (2) 災害発生時の道路啓開【再掲】21 頁参照 (3) 緊急時の輸送体制の確立【再掲】21 頁参照 (4) 公共交通（交通手段）の機能維持 災害発生時に、バス会社とどのような連携が可能か検討し、必要に応じて協定の締結に努めます。また、これらの事業者の事業継続計画が未策定の場合は、策定を促していきます。 【主要な施策・取組】 ・広域公共路線バス運行事業（企画調整係）

3 重要業績指標			
指標	現状	目標	備考
公共交通事業者との協定締結件数	1 件 (令和 2 年度)	3 件 (令和 7 年度)	

第6節 制御不能な二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態	
6-1	有害物質の大規模拡散・流出

1 脆弱性評価
(1) 危険物の回収のための資機材の備蓄 災害発生後、危険物施設からの危険物の拡散・流出を防止するため、防災応急対策用資機材の備蓄が必要です。 (2) 危険物取扱の人財育成 拡散・流出した危険物を、適切に処理できる人財の育成が必要です。

2 施策
(1) 危険物の回収のための資機材の備蓄 危険物施設からの危険物の拡散・流出を防止するため、吸着マットをはじめとした防災応急対策用資機材の備蓄に努めます。また、東部環境事務所、館林地区消防組合との協力体制の構築を図ります。 【主要な施策・取組】 ・防除活動体制の整備（環境係、危機管理室） (2) 危険物取扱の人財育成 危険物の特性等を把握し、適切な処理ができる人財を確保するため、危険物取扱者等への講習会・研修会を実施します。 【主要な施策・取組】 ・危険物の取扱者等への研修（危機管理室）

3 重要業績指標			
指標	現状	目標	備考
危険物取扱い研修等の実施	—	3年に1回 (令和7年度)	

起きてはならない最悪の事態	
6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

1 脆弱性評価
(1) 農業生産の機能維持【再掲】33 頁参照 (2) 森林の適正管理 森林の適切な管理が行われない場合に、森林が有する多面的機能の一部が損なわれ、水害等の発生リスクが高まることが懸念されることから、森林の適正な管理と整備・保全活動が必要です。

2 施策
(1) 農業生産の機能維持【再掲】34 頁参照 (2) 森林の適正管理 町では、平地林保全のためのボランティア団体に対し支援を行っています。活動団体の会員の高齢化等が課題となっていますが、活動が維持できるよう引き続き支援を行います。また、森林保全を目的に、森林病虫害の駆除及びその蔓延防止のため伐倒駆除や樹幹注入等を引き続き実施していきます。 【主要な施策・取組】 ・平地林ボランティア育成支援事業（農政係） ・森林病虫害等防除事業（農政係）

3 重要業績指標			
指標	現状	目標	備考
耕作放棄地面積【再掲】	1.03% (令和2年度)	0.83% (令和7年度)	
平地林ボランティア団体数	2団体 (令和2年度)	2団体 (令和7年度)	

第7節 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態	
7-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1 脆弱性評価
(1) 災害廃棄物の適切な処理体制の構築 災害廃棄物を適切かつ迅速に処理することが、迅速な復旧へとつながります。災害時の廃棄物処理を適切に行うため、災害廃棄物処理計画等を策定し、その処理体制を構築することが必要です。

2 施策
(1) 災害廃棄物の適切な処理体制の構築 町では、災害時の廃棄物処理を適切に行うため、令和3年度に災害廃棄物処理計画を策定しました。今後は、計画に基づき、災害廃棄物の処理を進めるため、県、他自治体及び一部事務組合との協定を活用した相互支援体制の強化と民間事業者との協力体制を構築していきます。 また、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するためには、初動時から廃棄物を適切に分別し、各処理施設の負担を軽減することが重要です。このため、災害時にも安定的に稼働できるリサイクル施設の整備について広域的な連携により取り組みます。 【主要な施策・取組】 ・災害廃棄物処理計画の策定（環境係） ・群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援協定に基づく処理体制の構築（環境係）

3 重要業績指標			
指標	現状	目標	備考
リサイクル施設の整備	－	令和８年度整備	

起きてはならない最悪の事態	
7-2	道路啓開※等の復旧・復興を担う人財等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※道路啓開：緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、救援ルートを開けること。

1 脆弱性評価
(1) 災害に強い道路網の整備【再掲】20 頁参照 (2) 災害発生時の道路啓開【再掲】20 頁参照 (3) 緊急時の輸送体制の確立【再掲】20 頁参照

2 施策
(1) 災害に強い道路網の整備【再掲】21 頁参照 (2) 災害発生時の道路啓開【再掲】21 頁参照 (3) 緊急時の輸送体制の確立【再掲】21 頁参照

起きてはならない最悪の事態	
7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1 脆弱性評価	
(1) 地域の防災活動の担い手の育成 長引く避難生活等により地域コミュニティが崩壊することを防ぐため、普段から自主防災組織の支援などを通し、地域における防災活動の担い手の育成が必要です。また、普段の地域活動に防災活動の内容を組み込むことで、住民の防災への意識を高めていく必要があります。 (2) 地区活動の活性化 住民が地域活動に参加しやすいよう、集会の場等を確保する必要があります。 (3) 住民に対する経済的な支援 被災して十分な経済的収入が得られない、あるいは生活基盤が失われた住民に対し、経済的な支援を行い、生活の復興を支援する必要があります。	

2 施策

(1) 地域の防災活動の担い手の育成

避難生活等が長引いても地域コミュニティが崩壊しないように、自主防災組織の支援などを通し、地域における防災力の向上を図ります。

また、普段の地域活動に防災活動の内容を組み込むことで、住民の防災への意識が高まるように努めます。

【主要な施策・取組】

- ・町づくりサポート事業（企画調整係）
- ・協働のまちづくり事業助成金交付事業（企画調整係）
- ・災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成（社会福祉協議会）
- ・災害関係資料の展示事業（図書館）
- ・防災体験学習（生涯学習係）

(2) 地区活動の活性化

住民の地域活動の場を確保するため、公的施設の利用を促し、集会施設等の維持に努めます。

【主要な施策・取組】

- ・コミュニティ拠点施設の充実支援事業（行政係）

(3) 住民に対する経済的な支援

被災した住民に対し、り災※証明の交付体制を早期に確立します。また、県と連携し災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、生活再建支援金の支給等により、被災者の自立的生活再建の支援を行います。

【主要な施策・取組】

- ・被災者の生活再建支援体制の構築（危機管理室）
- ・生活困窮者自立支援事業（福祉係）

※り災：災害をうけること。被災。

3 重要業績指標

指標	現状	目標	備考
協働のまちづくり事業の対象団体数	8団体 (令和2年度)	10団体 (令和7年度)	
防災体験学習開催数	年1回	現状維持	

第5章 計画の推進

第1節 他の計画の見直し

本計画は、千代田町の強靱化の観点から、町における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、他の計画等においては、本計画の推進方針に基づき、必要に応じて内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うものとします。

第2節 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。

本計画に位置づける個別の施策について、町の役割の大きさ、地域特性を踏まえた影響の大きさと緊急度等の観点から、総合的に勘案し、以下のとおり重点施策を選定しました。

起きてはならない最悪の事態		重点施策
1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生	○民家の耐震化
1-2	大規模火災による多数の死傷者の発生	○初期消火の体制強化
1-3	気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生	○河川の改修等の推進 ○危険箇所と避難方法の周知
1-5	情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	○多様な情報伝達手段の確保 ○住民の自主的な避難行動 ○避難行動要支援者への対応
2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○災害に強い道路網の整備
2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	○被災者の状態に応じた避難所の運営
4-2	食料等の安定供給の停滞	○農業生産の機能維持
5-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	○災害に強い污水处理の確立
7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○地域の防災活動の担い手の育成

第3節 施策の推進と進捗管理

本計画の実効性を確保するためには、本計画の推進方針に基づく各種施策について、他の分野別計画等と連携しながら計画的に推進するとともに、進捗管理を行うことが必要です。

このため、計画の推進に当たっては、PDCAサイクル※を確立し、設定した重要業績指標等に基づく進捗管理を行います。PDCAサイクルにより、それまで認識されず早急な整理が必要な問題点（脆弱性等）が発見された場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

※PDCAサイクル：Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善する手法。

資料編

個別事業一覧

	施策名	個別事業名または取組名	交付金・補助金	担当
1-1	公共施設の耐震化	耐震改修促進計画の改定	○社会資本整備総合交付金 ○住宅・建築物安全ストック形成事業	都市計画係
		公共施設等総合管理計画、個別施設計画の改定		財政係
	民家の耐震化	木造住宅耐震診断者派遣事業	○社会資本整備総合交付金 ○住宅・建築物安全ストック形成事業	都市計画係
		木造住宅耐震改修補助事業	○社会資本整備総合交付金 ○住宅・建築物安全ストック形成事業	都市計画係
1-2	初期消火の体制強化	自主防災組織活動助成事業	魅力あるコミュニティ助成事業	危機管理室
		火災警報器の支給		地域包括支援センター
	消防力の維持・強化	地域消防団体支援事業		危機管理室
		消防施設整備事業		危機管理室
		防災行政無線の保守点検事業		危機管理室
1-3	河川の改修等の推進	河川改修事業及び維持管理		土木管理係
		休伯川排水機場ポンプ増設事業		土木管理係
		新谷田川放水路の調整池等貯留施設の整備要請		土木管理係
		ふれあいタウンちよだ調整池管理事業		都市計画係
	危険箇所と避難方法の周知	ハザードマップの更新と配布	防災・安全交付金	危機管理室
		防災研修の開催と参加支援		危機管理室
1-4	防雪資材の確保	道路の防雪資材の備蓄		土木管理係
	除雪体制の整備	道路の除雪体制の整備		土木管理係

	施策名	個別事業名または取組名	交付金・補助金	担当
1-5	多様な情報伝達手段の確保	SNS活用事業		企画調整係
		要配慮者の特性に配慮した通信手段の確保		福祉係
		ケーブルテレビを利用したまちづくり事業		企画調整係
		ホームページ管理事業		企画調整係
		情報ネットワークシステム管理事業		企画調整係
	避難指示等の適切な発令	避難指示等の発令基準及び伝達マニュアルの見直し		危機管理室
	住民の自主的な避難行動	自主防災組織活動助成事業【再掲】		危機管理室
	避難行動要支援者への対応	要配慮者対策事業		危機管理室
		避難行動要支援者避難支援等事業		福祉係
2-1	関係団体との連携による備蓄	災害時に必要な、飲料水、食料、資機材等の備蓄		危機管理室
		住民と地区ごとの物資等の備蓄の推進		危機管理室
		事業所と連携した備蓄の推進		危機管理室
	災害に強い道路網の整備	道路整備事業		土木管理係
		都市計画道路整備事業	社会資本整備総合交付金	土木管理係
		市町村道路整備事業	社会資本整備総合交付金	土木管理係
		橋梁改修事業	社会資本整備総合交付金	土木管理係
	災害発生時の道路啓開	災害時の道路啓開についての計画の策定		土木管理係
		道路啓開や応急復旧のための民間団体等との協定の締結		危機管理室
		町有車両の緊急通行車両としての届出		危機管理室
	緊急時の輸送体制の確立	ヘリポートの維持管理		危機管理室
		緊急時の物資運搬に関する民間事業者との協力体制の構築		危機管理室
2-2	受援体制の強化	受援計画の策定		危機管理室
2-3	医療機能の維持	救護所開設マニュアルの作成		健康推進係
	災害時の円滑な救急医療の推進	救急医療情報キットの配布		地域包括支援センター
		緊急通報装置の貸与		地域包括支援センター

	施策名	個別事業名または取組名	交付金・補助金	担当
2-4	感染症等の予防体制の整備	災害時の感染予防対策マニュアルの作成		健康推進係
		防疫活動	群馬県感染症予防事業費等負担金	健康推進係
		防疫活動のための体制強化	群馬県感染症予防事業費等負担金	健康推進係
		新型コロナウイルス等を想定した避難所運営		危機管理室
2-5	被災者の状態に応じた避難所の運営	要配慮者の受け入れを踏まえた避難所の機能強化		危機管理室
		新規の福祉避難所の指定		危機管理室
	健康維持のための体制整備	巡回健康相談		健康推進係
3-1	地域の治安維持の体制構築	自主防災組織活動助成事業【再掲】		危機管理室
	社会秩序維持のための住民への周知	住民参加の防災訓練の実施		危機管理室
		中学校交通安全教室事業		危機管理室
3-2	行政機能の維持	業務継続計画の更新		危機管理室
		職員初動マニュアルの更新		危機管理室
		地域防災計画の更新		危機管理室
		非常用発電機の更新及び保守・点検		財政係
		各種訓練の実施		危機管理室
		他自治体との応援協定の締結		危機管理室
	職員の資質向上	防災訓練の実施		危機管理室
		職員研修の実施		行政係
3-3	情報伝達体制の強化	情報伝達手段の災害リスク・復旧方法の検討		企画調整係
		防災訓練における情報伝達手段の運用確認		危機管理室
4-1	経済活動の維持	事業継続力強化支援計画の見直し		商工観光係
4-2	災害時給水体制の強化	応急給水の体制維持		危機管理室
	農業生産の機能維持	農道・用排水路整備事業		農政係
		小規模農村整備事業	県補助：小規模農村整備事業	農政係
		農地・水保全管理支払推進交付金事業	多面的機能支払交付金事業	農政係

	施策名	個別事業名または取組名	交付金・補助金	担当
5-1	エネルギー供給事業者との連携強化	エネルギー供給事業者との協定締結		危機管理室
	災害対応給油所の確保	災害対応給油所の確保		危機管理室
	分散型エネルギーの推進	住宅用太陽光発電システム設置補助事業		環境係
5-2	水道施設の耐震化	水道管の耐震化		群馬東部水道企業団
		老朽管路の更新		群馬東部水道企業団
5-3	災害に強い汚水処理の確立	利根川左岸流域下水道整備事業〔県負担金〕		下水道係
		利根川左岸流域関連公共下水道整備事業		下水道係
		コミュニティプラント管理運営事業		環境係
		合併処理浄化槽設置補助事業	循環型社会形成交付金	環境係
		災害時のし尿処理体制の構築		環境係
5-4	公共交通（交通手段）の機能維持	広域公共路線バス運行事業		企画調整係
6-1	危険物の回収のための資機材の備蓄	防除活動体制の整備		環境係 危機管理室
	危険物取扱の人財育成	危険物の取扱者等への研修		危機管理室
6-2	森林の適正管理	平地林ボランティア育成支援事業（農政係）		農政係
		森林病虫害等防除事業（農政係）		農政係
7-1	災害廃棄物の適切な処理体制の構築	災害廃棄物処理計画の策定		環境係
		群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援協定に基づく処理体制の構築		環境係

	施策名	個別事業名または取組名	交付金・補助金	担当
7-3	地域の防災活動の担 い手の育成	町づくりサポート事業		企画調整係
		協働のまちづくり事業助成金交 付事業		企画調整係
		災害ボランティアセンター設置 運営マニュアルの作成		社会福祉協 議会
		災害関係資料の展示事業		図書館
		防災体験学習		生涯学習係
	地区活動の活性化	コミュニティ拠点施設の充実支 援事業	【建替時】コミュニ ティ助成事業助成金	行政係
	住民に対する経済的 な支援	被災者の生活再建支援体制の構 築		危機管理室
		生活困窮者自立支援事業		福祉係

千代田町
国土強靱化地域計画

令和3年3月

〒370-0598 群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 1895-1
千代田町総務課危機管理室
